

令和 7 年第 7 回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和 7 年 1 月 25 日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第7回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和7年11月25日(火) 午後1時30分 開会
午後2時10分 閉会

2 場 所 酒田市役所3階 第一委員会室

3 出 席 者

出席	欠席	教 育 長	赤 坂 宜 紀
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	阿 部 浩
出席	欠席	委 員	鶴 田 淑 子
出席	欠席	委 員	工 藤 亜紀子

4 説 明 者

出席	欠席	教 育 次 長	堀 賀 泉
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	斎 藤 正 人
出席	欠席	学区改編・義務教育学校 整備主幹	庄 司 英 一
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	今 井 綾 子
出席	欠席	指 導 主 幹	佐 藤 好 博
出席	欠席	社 会 教 育 課 長	前 田 聰 子
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	樋 渡 隆

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 その他

◎ 開議

(赤坂教育長) ただいまより、令和7年第7回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(赤坂教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(赤坂教育長) 次に、日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に阿部委員と工藤委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は阿部委員と工藤委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の承認

(赤坂教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。前回定例会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願ひいたします。

議事	議第33号 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第7号）について
	議第34号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B&G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正について
	議第35号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の 一部改正について
	議第36号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例施行規則の一部を 改正する規則の一部改正について
	議第37号 請負契約の変更について（鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築 工事））
	議第38号 請負契約の変更について（光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝 改修工事）

(赤坂教育長) 次に日程第4 議事に入ります。

ここで発議いたします。議第33号、議第37号、議第38号及び報告事項2は市議会への説明前でありますので、酒田市教育委員会会議規則第14条に基づき、非公開したいと思います。議第33号、議第37号、議第38号及び報告事項2を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いいたします。

(赤坂教育長) 全員の挙手がありましたので、議第33号、議第37号、議第38号及び報告事項2は非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案については、最後に審議等を行います。

(赤坂教育長) それでは、議第34号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(スポーツ振興課長) それでは、私の方から議第34号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

この度の規則の一部改正については、体育施設の減免に係る内容の改正となります。はじめに、この2つの規則の一部改正のために、酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則というものを制定いたします。制定いたします規則の資料ですが、第1条となります。ここには、酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部改正について記載してございます。改正内容といたしましては、酒田市体育施設設置管理条例施行規則において、使用料の減免基準及び、その対象事業というものを第11条と別表で定めております。その対象事業の中で4項の方に、選手の強化を目的とし、特に必要があると認められるものという

ことで、（1）山形県及び山形県競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要があると認められるもの（公益財団法人酒田市スポーツ協会（令和4年4月1日に公益財団法人酒田市スポーツ協会という名称で認定された法人をいう）に加盟しているものに限る）という1号と2号の方に、前号に定めるものの他教育委員会が特に必要があると認める事業、このような内容が記載されておりまして、これを1号として公益財団法人、酒田市スポーツ協会（令和4年4月1日に公益財団法人酒田市スポーツ協会という名称で認定された法人をいう）に加盟している競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要があると認められるもの、2号については同様の文言となります。こういった内容に改めるものでございます。また、2条の方に酒田市平田B & G海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正について記載してございます。第1条と同様に酒田市平田B & G海洋センター設置管理条例施行規則においても、第9条と別表に使用料の減免基準及びその対象事業を定めており、別表の4というところを同様の内容に改めるものでございます。この度の規則の一部改正については、山形県及び山形県競技団体が主催して行う強化事業、この事業の実態がないということと、通常使用におきまして体育施設使用料の減免申請を行う場合、ほとんどが本市スポーツ協会に加盟している各競技団体からの申請であるという状況から、市内各競技団体との齟齬が生じないように所要の改正を行うものでございます。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（赤坂教育長）ないようですので、お諮りいたします。

議第34号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B & G海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（赤坂教育長）ご異議なしと認めます。よって議第34号は提案のとおり決しました。次に関連がありますので、議第35号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について 及び、議第36号 酒田市平田B & G海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について を議題といたします。これについて、一括して提案願います。

（スポーツ振興課長）議第35号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について 及び、議第36号 酒田市平田B & G海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。この規則の一部改正の内容については、本市にあります総合型地域スポーツクラブ、こ

のクラブの施設使用における減免の見直しを図ったものでございます。具体的には、両規則とも附則のところの第2項にございます経過措置、内容については当分の間この規則による改正の別表（1）共通事項7 教育委員会が認めた総合型地域スポーツクラブとしての定期活動の項、減免割合または免除の欄に規定する使用料の減額の割合は、同項の規定に関わらず免除とするという内容がございますが、この内容を削り、合わせて附則第1項の見出し及び、項番号を削るものでございます。今回のこの規則の見直しを図った背景といたしましては、現在本市に9つの総合型地域スポーツクラブがございます。各クラブの活動においては、令和3年度から酒田市体育施設設置管理条例及び、酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例に定める37の施設を使用する場合、曜日・時間に関わらず使用日の3日前までに減免申請をすれば、施設使用料それから夜間照明設備使用料、付属施設使用料（会議室と合宿所等）、付属設備使用料として冷暖房使用料これら全て全額免除としてきました。この間、本市では5年に1度の公共施設の使用料改定を行っており、場合によっては減免基準についての見直しをする等の検討を行っております。直近では令和7年度から施設使用料の改定を実施いたしましたが、その前は令和2年度に施設使用料の改定を行っており、減免基準についても受益者負担の考え方に基づいて、その時に酒田市総合型地域スポーツクラブの活動に対しては5割減額としたところでございます。ただ、ちょうどこの時期にスポーツ庁から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革、この中で総合型地域スポーツクラブが部活動の受け皿になりうるというような内容が示されたことから、今後の状況を見据えながら今までのとおり経過措置として、減額免除の対応をしてきたところでございます。この総合型地域スポーツクラブの活動については、本来であれば多世代、多趣向、多種目といった活動が条件となるわけですけれども、施設使用料が全額免除で使用できるということから、体育施設については3か月前から予約できるということで、団体の予約件数がかなり多くなったという点、またその反面キャンセル件数も多く、一般利用者の妨げとなっていました。このような実態から、7年前でございますが、令和元年7月に本市のクラブで組織いたします酒田市総合型地域スポーツクラブの情報交換会というものを設立いたしました。その後、令和3年度から施設使用料に対する減免を全額免除から5割減免と条例通り変更するというようなお話をさせていただきました。この時、ほとんどの団体の方から反対意見がございまして、経過措置という対応をしていただきたいということで現在に至っております。その後令和3年以降学校教育課職員も同席しまして、部活動の地域移行の現状などいろいろと説明をして、意見交換を行ってまいりました。令和7年度に入って再度体育施設の減免措置について、今年の4月8日、それから9月4日に会議を持ちまして、施設の維持という点で、やはり受益者負担の考え方を丁寧に説明させていただきました。各団体においては、この数年の間の流れだとか今回の減免基準の見直しの方向性の説明を聞いていただいて、ほとんどの団体に同意を頂きました。また2回目の9月4日の会においては、それぞれの総合型地域スポーツクラブの構成員の方にも周知をいただいているというお話を頂戴しまして、今回この経過措置期間を終了して、所要の改正を行うというような流れに至ったものでござい

ます。なお、条例上5割減免となります。施設使用料、それから付属施設使用料、会議室、合宿所については、そのまま5割減額となります。附属設置使用料（冷暖房料・夜間照明料）については全額負担ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

（赤坂教育長）ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

（神田委員）説明の中で受益者負担という説明がありましたが、今後酒田市のスポーツ推進計画の見直しなど検討されている中で、スポーツを通して健康増進であるとかウェルビーイングを実現していくということが酒田市が目指すものであるとした場合に、単純にその施設の利用が受益者負担という考え方でなく、健康になって幸せになってもらうことっていうのは市にとってもプラスになっていくことなので、そうなることによって一生懸命働いて税金を納めてくれるかもしれないし、健康になることとか幸せになることというのが単純にスポーツ施設の活用だけの話ではないような感じがするのですけれども、そう考えると公共財という捉え方も出てくると思うんですが、なぜ酒田市としては受益者負担の問題であると考えるのかというところに対して、市としての考え方を教えていただきたいです。

（スポーツ振興課長）受益者負担というのは、体育施設に限らず全てにおいてだと考えております。特に体育施設の部分で、今回全額免除を5割減額ということで、人によっては5割払わなければならないと言われた経緯がございます。ただ、5割払うということよりも5割減額をしているんだということで、これもサービスの一環と、それから以前から総合型については10万人近い酒田市民全部が総合型に入ったら全員タダで使えるというような考え方になるものですから、一番大きいところでは考え方としては減免基準というのは別に内規で設けておりますので、これについては施設を使用する人から負担をいただかなくて使っていただけた団体を当然有り得るわけです。健常者というか普通に動ける人、アスリートもそうですがそういった方から一応の負担をいただいたうえで施設を管理していくという考え方を持っていかないと、施設の維持というのは国や県の補助だけに頼ることは出来ないものですから、そこに充当するというような考え方で負担をいただくというようなことから、受益者負担をいただくという考え方をしているわけです。

（神田委員）基本的にその考え方というのはスポーツ施設だけでなく、他も全て同じであるというのが酒田市としての考え方ですか。

（スポーツ振興課長）そうですね。設置目的も様々だと思いますし、例えばコミュニティセンターなんかは地域の人にとっては全額免除、ほとんどタダで使えるというような設置の仕方をしておりまして、現状では他の地区から来た方は使用料を頂いていると

いうような、それぞれの施設での設置目的がございますので、基本的な考え方と合わせて減免の基準を設けているという形で運用しているということです。

(神田委員) わかりました。

(赤坂教育長) 他にございませんか。

(阿部委員) 体育施設使用料とは別で、冷暖房費は全額負担ということだったんですけれども、例えば夏の暑いときとか払いたくないから冷房を付けなかつたり、冬場も寒いけど我慢して払いたくないから寒い中でやるというような団体もひょっとしたらいるかもしれませんというところで、ルール作りみたいなものはあるのでしょうか。

(スポーツ振興課長) 特にルールは設けてないです。体育施設の冷暖房については、大会によって使う使わないを判断します。INPEX もそうなんですが、気密性が高いということで、朝 1、2 時間付けるだけでそのまま暖かいまま午後にも使えるといった状況なので、冷暖房を付ける付けないはその大会の運営側の判断ということと、通常の練習等ではほとんど使われていないという状況でございます。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(赤坂教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。

議第 35 号 酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第 35 号は提案のとおり決しました。
次に議第 36 号 酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第 36 号は提案のとおり決しました。
次に、報告事項に入ります。報告事項 1 について、担当から説明願います。

(教育次長) 私からは、報告事項 1 「令和 7 年酒田市議会 6 月定例会における質問要旨」についてご報告いたします。
市議会 6 月定例会におきましては、各会派等を代表して代表質疑は 1 つの会派等から

報告及び議案に対し 7 項目の質問がありましたが、教育委員会関連の質問はございませんでした。

一般質問といたしましては、6 月 16 日、17 日及び 18 日の 3 日間に 17 人の議員から項目数で延べ 109 項目の質問がありました。教育委員会関連においては、9 人の議員から 26 項目の質問がありました。

具体的には、「新型コロナウイルス感染症について」、「部活動改革・部活動地域展開の方向性」、「庄内海岸砂防林の松くい虫被害対策」「交流人口の拡大」、「国内の友好交流都市」「本市の教育における課題と今後の改善策」「スポーツツーリズムの推進と地域活性化について」「不登校支援メタバース活用事業について」「熱中症予防対策」「部活動改革の取組について」「子どもの貧困対策について」といった内容でございます。

質問及び答弁内容の詳細につきましては、酒田市のホームページの酒田市議会、同じく添付の資料をご参照くださいますようお願ひいたします。

私からの報告は以上でございます。

(赤坂教育長) ただいまの報告について、ご質問・ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、これより非公開の議案審議に入ります。

— ここから非公開 —

(赤坂教育長) それでは、議第 33 号 令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 7 号）について を議題といたします。これについて提案願います。

(教育次長) それでは議第 33 号 令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 7 号）について、この提案につきましてご説明いたします。

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意するものでございます。

次に「教育委員会資料 1 (議第 33 号関係) 令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 7 号）」をご覧ください。この度の補正は、10 款教育費 1 項教育総務費を 7 万 1 千円、10 款教育費 2 項小学校費を 500 万円、10 款教育費 4 項生涯学習費 412 万 2 千円、10 款教育費 5 項保健体育費を 1 千 316 万 5 千円それぞれ増額、10 款教育費 3 項中学校費を 200 万円減額し、10 款合計で 2 千 35 万 8 千円を増額、補正後の教育費予算現計を 60 億 5,951 万 2 千円とするものでございます。

この予算補正により、一般会計現計予算全体 666 億 9,318 万 7 千円に占める教育費の割合は約 9.09% となる予定でございます。

次に「教育委員会資料 2 (議第 33 号関係) 令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 7 号）の概要（教育委員会関連分）」をご覧ください。

歳出補正の企画管理課「①小学校管理事業」は修繕費の不足が今後見込まれるため増額

補正するものです。「②小学校施設整備事業」は十坂小学校屋内運動場屋根改修工事費確定により減額補正するものです。「③中学校管理事業」は修繕費の執行見込みにより減額補正するものです。「④第四中学校区義務教育学校整備事業」は基本構想策定業務の公募型プロポーザル審査に係る経費を増額補正するものです。

学校教育課「①通学・校外学習等対策事業」は、学習バス・スクールバスの修繕等の増額による予算科目の組替えをするものです。「②小学校教材等充実事業」は、消耗品費の増額による予算科目の組替えをするものです。「③中学校教材等充実事業」は、備品購入費の増額による予算科目の組替えをするものです。

社会教育課「①生涯学習施設管理運営事業」は、生涯学習施設の維持管理に係る費用を増額するものです。

スポーツ振興課「①体育施設管理事業」は、修繕費の不足が今後見込まれるため増額補正するものです。「②体育施設整備事業」は、備品購入費を減額補正するものです。

歳入補正は、歳出補正の企画管理課の小学校施設整備事業の小学校債を減額補正するものです。

繰越明許費補正は、「体育施設整備事業」914万1千円を追加するものです。

債務負担行為補正については、第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託料、学習バス・スクールバス運行業務委託料、小学校及び中学校の教師用教科書・指導書購入費、公益研修センターの管理に関する包括協定の期間及び限度額をそれぞれ追加するものです。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第33号 令和7年度酒田市一般会計補正予算(第7号)について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第33号は提案のとおり決しました。

次に、議第37号 請負契約の変更について(鳥海小学校屋内運動場改修工事(建築工事)) を議題といたします。これについて、提案願います。

(企画管理課長) 議第37号 請負契約の変更について(鳥海小学校屋内運動場改修工事(建築工事)) について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意をするものでございます。

当初の契約金額は1億8,590万円(税込み)ですが、6,666千円を増額し、変更後の契約金額を1億9,256万6,000円(税込み)にしようとするものです。

仮契約の方法は、変更契約でございます。

仮契約の相手方は株式会社丸高 代表取締役 横瀬夏樹 氏でございます。
工期は、令和7年6月20日から令和8年2月27日までございます。
次ページ以降に、仮契約書と図面を添付しております。
変更の主な理由は、工事着工後に、外壁下地調査にて確認された、ひび割れ箇所の補修
が必要になったものです。
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第37号 請負契約の変更について(鳥海小学校屋内運動場改修工事(建築工事)) を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第37号は提案のとおり決しました。
次に、議第38号 請負契約の変更について(光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事) を議題といたします。これについて提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第38号 請負契約の変更について(光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事) 酒田市長より意見を求められているので、これに同意するもので
す。

1. 工事名	光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事
2. 工事場所	酒田市光ヶ丘3丁目地内他
3. 仮契約の方法	変更契約
4. 仮契約年月日	令和7年11月17日
5. 仮契約金額	変更前528,000,000円(税込み) 変更後528,322,300円(税込み) 322,300円(税込み)の増額の変更契約となります。

この度の変更契約の内容についてですが、現在光ヶ丘野球場の人工芝化において、既存の天然芝の剥ぎ取り後の地盤が、十分な地耐力、重機等の重さに耐えられる地盤かどうかというところでございますが、これを有していなかったため、発生残土の搬出する工事用道路として446m²ほどの面積に敷き鉄板を増工して変更するものでございます。
以上が変更契約の内容となります。

6. 仮契約の相手方	酒田市東町2丁目1番地7 大井建設株式会社 代表取締役社長 大井 慎一郎様
7. 工期	令和7年8月12日から令和8年3月31日まで

なお、この度の請負契約の変更については、仮契約書と平面図を別添のとおりつけてお

りますので、ご覧下さるようお願いいたします。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第38号 請負契約の変更について（光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事）を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第38号は提案のとおり決しました。次に報告事項に入ります。報告事項2について、担当から説明願います。

(社会教育課長) 報告事項2 酒田市公益研修センターの指定管理者の指定についてご報告いたします。経緯につきましては、酒田市公益研修センターは令和3年4月1日から学校法人東北公益文科大学が指定管理者として管理しており、令和8年3月31日で指定管理の期間が終了する予定でございます。令和8年4月1日以降の指定管理者の指定に関する議案は、例年でありますと12月定例議会に提出となるところでございますが、新たな指定管理者の候補予定であります公立大学法人東北公益文科大学の設立認可申請と、大学の設置者変更認可申請はいずれも現時点で手続き中でありますので、その認可は令和7年12月中となることが見込まれております。

議案の提出時期についてでございますが、上記の事情から令和8年4月1日以降の指定管理者の指定に関する議案は、12月定例議会での当初提出はせずに、上記の認可後に提出する予定でございます。

現在の指定管理者

所在地 酒田市飯森山三丁目5番地の1

団体名 学校法人 東北公益文科大学

新たな指定管理者の候補予定

所在地 酒田市飯森山三丁目5番地の1

団体名 公立大学法人 東北公益文科大学

新たな指定管理期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。報告については以上となります。よろしくお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、報告事項は以上となります。

(赤坂教育長) 本日の案件は以上となります、事務局から何かございますか。

(赤坂教育長) 委員の皆さまから何かございますか。

(赤坂教育長) ないようですので、以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。